

議 事 日 程

令和 8 年 7 月 21 日（火）
午 後 2 時 開 議

諸般報告

- 日程第 1 第47号議案 令和 8 年度福井県一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 第48号議案 福井県核燃料税条例の制定について
- 日程第 3 第49号議案 福井県県税条例および福井県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 4 第50号議案 福井県一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について
- 日程第 5 第51号議案 福井県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部改正について
- 日程第 6 第52号議案 福井県地域未来基金条例の制定について
- 日程第 7 第53号議案 外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例および地方自治法施行令第 1 5 2 条第 1 項第 3 号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 第54号議案 県有財産の取得について
- 日程第 9 第55号議案 福井県漁業資源調査船「福井丸」代船建造工事請負契約の変更について
- 日程第 10 第56号議案 専決処分につき承認を求めることについて（令和 8 年度福井県一般会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 11 請願第16号 殺傷能力のある武器の輸出撤回を求める意見書の提出に関する請願
- 日程第 12 ハラスメント対策特別委員会の中間報告について
- 日程第 13 予算決算特別委員会の中間報告について
- 日程第 14 第57号議案 福井県副知事選任の同意について
- 日程第 15 発議第40号 北陸新幹線小浜・京都ルートによる早期認可・着工を求める意見書（案）
- 日程第 16 発議第41号 中東情勢を踏まえた現場実態に即したきめ細かな対策を求める意見書（案）
- 日程第 17 議員の派遣について（全国都道府県議会議長会女性議員研究交流大会）
- 日程第 18 常任委員会および議会運営委員会の閉会中の継続審査について

令和8年7月6日

福井県議会議長

小堀 友廣 様

総務教育常任委員会

委員長 笹原 修之

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件 名	審査の結果
第48号議案	福井県核燃料税条例の制定について	原案可決
第49号議案	福井県県税条例および福井県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	原案可決

令和8年7月7日

福井県議会議長

小堀 友廣 様

厚生常任委員会

委員長 松崎 雄城

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件 名	審査の結果
第50号議案	福井県一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について	原案可決
第51号議案	福井県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部改正について	原案可決
第54号議案	県有財産の取得について	原案可決

令和8年7月6日

福井県議会議長

小堀 友廣 様

産業常任委員会

委員長 渡辺 竜彦

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件 名	審査の結果
第52号議案	福井県地域未来基金条例の制定について	原案可決
第53号議案	外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例および地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について	原案可決
第55号議案	福井県漁業資源調査船「福井丸」代船建造工事請負契約の変更について	原案可決

令和8年7月14日

福井県議会議長

小堀 友廣 様

予算決算特別委員会

委員長 畑 孝幸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件 名	審査の結果
第47号議案	令和8年度福井県一般会計補正予算(第2号)	原案可決
第56号議案	専決処分につき承認を求めることについて (令和8年度福井県一般会計補正予算(第1号))	原案承認

令和8年7月6日

福井県議会議長
小堀 友廣 様

総務教育常任委員会
委員長 笹原 修之

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条及び第93条第1項の規定により報告します。

記

請願 番号	件 名	審査結果	経過および 結果の報告
請願第16号	殺傷能力のある武器の輸出撤回を求める意見書の提出に関する請願	不採択	—

ハラスメント対策特別委員会審査報告書

- 1 審査期日および場所
令和8年7月8日（水） 全員協議会室
- 2 出席委員
大森哲男委員長 外 34 名
- 3 付議事件審査の概要
本委員会は、付議事件である「ハラスメント防止等に関すること」について審査を行った。
その審査の過程において、各委員より論及のあった主な内容は、次のとおりである。

（１）ハラスメント相談事案への対応について

令和8年6月末現在の相談件数が139件、うちコンプライアンス委員会に諮り対応完了となった件数が79件であり、行為者との切り離し等の人事的措置や行為者への教育的指導・助言等の対応等を行ったとの報告があった。

委員からは、ハラスメントと認定された件数について確認があり、「現時点で懲戒処分に相当するような案件としてのハラスメントはないが、もう少し踏み込むとパワハラになりそうな案件等はある、それについては人事的措置や指導等により対応している」との報告があった。

中村前副知事の事案の調査等の状況や見通しについてただしたのに対し、「コンプライアンス委員会のもと専門部会で調査中であり、専門部会からは終了見込みは見通せない」と明言されている」「退職手当については、調査結果が出るまで支払い差止め処分となっている」との回答があった。

また、委員からは、「人事的措置については、相談者の意向を十分に踏まえること」「対応後の職場環境の改善状況や相談者の満足度を把握するとともに、相談後のフォローアップを継続的に行うことが重要である」「相談者が安心して相談できるよう、相談の処理期限の設定や相談者への進捗状況の丁寧な説明を求める」との意見が述べられた。

（２）ハラスメント対策の実施について

ハラスメント防止ハンドブックの改訂や研修等の実施など、ハラスメント防止の取組状況について報告があった。

今後のハラスメント対策への覚悟等を知事や副知事にただしたのに対し、「4月以降、ハラスメント条例等に基づいた様々な取り組みの運用が始まり、職員から色々な声が上がってきている。それらをしっかりとフォローアップしながら納得感のある対応をしていく。これからも改善を繰り返しながら、全ての職員が安心して職務に向き合うことができる環境を目指して、真の意味での組織風土改革につなげていきたい」「新体制のもと、コンプライアンスの徹底を図るとともに、スピード感をもって、一致団結して取り組んでいく」との決意が示された。

委員からは、管理職が適切な指導をためらうことがないよう、指導とハラスメントの違いについて理解を深める実践的な研修の充実を求める意見があり、理事者からは「具体的なグループワークやケーススタディーにより、しっかりと認識、理解できるような研修にしていきたい」との答弁があった。

学校現場におけるハラスメント対策についてただしたのに対し、「県立校長会、市町教育長会議や各種会議の場で風通しのよい職場づくりをお願いするとともに、相談窓口の周知徹底を図っている。また、学校現場での対応については、保護者や生徒に対し、一人の人間として真摯に向き合うよう研修等の場でお願いしている。夏休みには全職員を対象にした研修を行いたい」との回答があった。

また、警察におけるハラスメント対策についてただしたのに対し、「福井県警察ハラスメント対策要綱を全面改定し、ハラスメント対策に係る総括責任者を本部長に格上げしたほ

か、幹部職員の責務を明確化するとともに、相談窓口のさらなる周知徹底を図っている。
また、全職員への個人面談においてハラスメントについても確認し、ハラスメントが二度
とないようにしっかりと取り組んでいく」との答弁があった。

このほか、様々な形態のハラスメントに対する対応、退職者向け情報提供フォームの検
証、県庁のハラスメント対策の県内企業への周知、退職者からの働きかけについて論及が
あった。

以上のとおり、中間報告する。

令和8年7月21日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

ハラスメント対策特別委員会
委員長 大森 哲男

予算決算特別委員会審査報告書

- 1 審査期日および場所
令和8年7月13日（月）、14日（火） 全員協議会室
- 2 出席委員
畑孝幸委員長 外 34 名
- 3 付議事件審査の概要
本委員会は、付議事件である「一般会計、特別会計および事業会計の予算に係る議案に関すること」、「県財政の運営上および県政上の重要な案件」について審査を行った。
その審査の過程において、各委員より論及のあった主な内容は、次のとおりである。

（１）使用済燃料の乾式貯蔵について

乾式貯蔵施設の事前了解について、委員から、「先月 22 日に関西電力より議会に対し、六ヶ所再処理工場については設工認の説明が終了し、2026 年度中の竣工目標に影響はないとの説明があった。一方で、先月 18 日に開催された国の使用済燃料対策推進協議会において、日本原燃は、規制委員会から提案のあった竣工に向けた技術的な課題について、議論を進めると説明している。県は昨年 9 月議会において、乾式貯蔵施設の事前了解については、設工認の説明が終了した段階で判断すると答弁しているが、こうした状況を踏まえ、県として六ヶ所再処理工場の竣工見通しをどのように受け止めているか」とただしたのに対し、「先月 18 日の国の使用済燃料対策推進協議会において、日本原燃は、「説明の全体計画に基づく全項目の説明を終了した」と報告し、赤澤経済産業大臣は、「竣工までの見通しが確かに得られたことを確認した」とした一方で、国は 7 月 3 日、規制委員会から提案があった、廃液処理の早期開始など信頼性を高める新たな取組を進める中で、竣工目標から遅れる可能性もあるとの認識を示した。この新たな取組についての、日本原燃と規制当局との議論の状況を注視していく必要がある」との答弁がなされた。

事前了解の判断時期をめぐる県の対応については質疑が集中し、委員からは、「県は昨年、設工認の説明終了をもって判断するとしており、立地地域の安全のためにも、その際示した考え方を時間の経過とともに変えるべきではない」との意見が述べられた。一方、「使用済燃料の早期の県外搬出が重要であり、ロードマップが曖昧なままでは県民理解は得られず、乾式貯蔵の了解はできない」との意見や、「判断に当たっては、県民が将来にわたり、安心できるロードマップの実効性が、客観的に確認されることが重要である」との意見、また、「使用済燃料の容量を増やさないことや、搬出期限を明記した協定書を関西電力と締結すべきである」などの意見が述べられた。

さらに、委員からは、「県は、設工認の説明が終了した時点で判断するとしていたが、委員会審議最終となる現時点においてもその説明がないということは、今議会中の判断を保留するということか。また、保留するのであれば、いつ判断するのか」と知事にただしたのに対し、「再処理工場の竣工が遅れる可能性がある中、現状においては、事前了解の判断はできない。国や事業者が今後の竣工に向けた具体的な考え方を示す必要があると考えており、現時点で判断時期を示すことは困難である」との見解が示された。

これに対し、委員からは、「今回判断できないことについては一定の理解をするが、いたずらに時間をかけるべきではない。しっかりと情報を収集し、速やかに方向性を示してほしい。準備が整い次第、9 月議会を待つことなく、議会において改めて議論できるよう対応してほしい」との要望がなされた。これに対し、知事からは、「中間貯蔵施設へ円滑に搬出できる環境をできるだけ早く整備することは重要である。再処理工場の竣工に向けた国や事業者の考え方、立地町の意見等、判断できる材料が揃えば速やかに判断すべきと考えており、必要な時期に改めて議論をお願いしたい」との見解が示された。

（２）北陸新幹線敦賀以西ルートについて

ルート決定後の早期認可・着工に向け、どこに対してどのように働きかけていく考えなのか知事にただしたのに対し、「小浜京都ルートに決定した場合は、北陸新幹線建設促進同

盟会として、早期に活動方針を取りまとめ、概算要求前に関西の自治体や経済界等と一体となった大会を開催する。その上で、地方負担の軽減を含めた安定的な財源の確保や、科学的知見に基づく丁寧な説明による地元懸念の払拭など、認可・着工に向けた課題の解決に、沿線府県等とともに政府・与党に力強く働きかけていく」との見解が示された。

また、委員から、全線開業に向けた意気込みと若狭のにぎわいづくりに向けた県の支援体制についてただしたのに対し、知事からは、「関西等における機運醸成に全力で取り組むとともに、若狭湾プレミアムリゾート構想の実現に向けて、今年度、嶺南プロジェクト推進室の体制を強化したほか、外部人材の視点により嶺南の地域資源の磨き上げや、新たな魅力を創出・発信するプロジェクトも始める予定である」との見解が示された。

そのほか、京都府が課題として挙げている建設発生土について、県の受入態勢をただしたのに対し、「発生土はその自治体において処分、利活用を検討することが基本となっており、県内では資源として有効に活用してきた実績がある。これまでの実績やノウハウを沿線自治体にも広く提供し、協力して取り組む考えを、4月に開催された整備委員会において示した。今後、国や鉄道・運輸機構、県内市町と情報を密に共有しながら、認可後の工事が円滑に進むよう準備を進めるとともに、京都府内での対応が困難となった場合には、関係者全体で協議しながら対応を検討していきたい」との答弁があった。

（３）長期ビジョンと知事が示した新たな政策方針について

長期ビジョンと新たな政策方針について、委員から、「知事は、前知事が策定した長期ビジョンを継承するとしている一方、今回、『世界があこがれる福井』を目指し、『３つのＳ』を強化軸として政策を推進する新たな政策方針を打ち出した。この新たな政策方針と長期ビジョンは、県政運営においてどのような位置づけになるのか」とただしたのに対し、「長期ビジョンが掲げる『自信と誇りのふくい』『誰もが主役のふくい』『飛躍するふくい』の実現に向け、さらに高い視点から『世界があこがれる福井』を目指す姿とし、また、実行プランの政策を強化・加速するため、特に重視すべき観点を『３つのＳ』として示したものである。長期ビジョンをもとに『３つのＳ』に基づいて政策を強化し、具体化した事業予算案について、議会での審議、議決をいただく形で県政を推進していく」との答弁があった。

さらに、委員から、「長期ビジョンはＫＰＩが設定され、進捗管理する仕組みになっているが、新たな政策方針は数値目標や期限の設定もなく、具体的に何をやるかがあまり見えてこない。新たな政策方針で打ち出した事業も長期ビジョンの中で進捗管理すれば、長期ビジョンと共存できるのではないかとただしたのに対し、理事者からは、『世界があこがれる福井』や『３つのＳ』は、長期ビジョン実行プランを土台とし、その枠組みをしっかりと推進しつつ、強化するための方針として整理したものである。今後は、『３つのＳ』に基づく具体的な事業についても、実行プラン全体の進捗管理の中で位置づけながら、長期ビジョン実行プランという土台のもと、『３つのＳ』という政策方針を組み合わせる形で政策を強化していきたい」との見解が示された。

これに対し、委員からは、「石田知事が打ち出した新たな政策方針について、さらに認識の共有化を図ってほしい」との要望がなされた。

このほか、福井アリーナの進捗状況、県立病院の経営改革、敦賀港整備直轄事業の計画見直し、中東情勢を踏まえた県の対応、高等教育授業料支援、子ども・子育て支援など広範多岐にわたり、理事者の見解と対応をただした。

以上のとおり、中間報告する。

令和８年７月２１日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

予算決算特別委員会委員長 畑 孝幸

発議第 40 号

(件名)

北陸新幹線小浜・京都ルートによる早期認可・着工を求める意見書（案）

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 8 年 7 月 21 日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

提出者 福井県議会議員 田村 康夫

賛成者 福井県議会議員 北川 博規

山岸 みつる

細川 かをり

西本 恵一

北陸新幹線小浜・京都ルートによる早期認可・着工を求める意見書（案）

北陸新幹線は、我が国の国土強靱化および地方創生を推進する基幹的高速交通ネットワークとして、その整備が着実に進められてきたところであり、一日も早い北陸新幹線の全線整備は、東京一極集中の是正、日本海国土軸の形成、災害時における代替輸送ルートの確保だけでなく、地域の活力向上と持続的発展に極めて大きく寄与するものである。また、沿線地域の交流人口の拡大や産業振興、観光振興を通じて、地域経済の発展を支える重要な社会基盤である。

こうした中、敦賀・新大阪間については、北陸新幹線敦賀・新大阪間整備委員会においてルートの再検証が行われていたが、令和8年7月15日に、「小浜・京都ルート」の桂川案に決定されたところである。

北陸新幹線の全線開業は、福井県をはじめ北陸地域と関西圏との結び付きを一層強化し、両地域の共存共栄と持続的な発展に寄与するとともに、首都圏との広域的な交流・連携を飛躍的に高め、我が国全体の成長と均衡ある発展に資する国家プロジェクトである。加えて、小浜・京都ルートについては、環境影響評価や事業推進調査をはじめ、約10年にわたり多くの関係者が議論と手続きを積み重ねてきたものであり、その成果を着実に前進させることが重要である。

よって、国においては、「小浜・京都ルート」による令和9年度の認可・着工および早期全線開業の実現に向け、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 地下水への影響など地元関係者等の懸念や不安を払拭するため、沿線自治体等に対し、科学的知見に基づく丁寧な説明を積み重ね、令和9年度の認可・着工を実現すること。
- 2 安定的な財源の確保等について検討を加速し、着工5条件を早期に解決すること。特に、新幹線への公共事業費の大幅な拡充・重点配分、貸付料財源の最大限の確保、財政投融资の活用等、整備財源に関する議論を深め、必要な財源を早急に確保すること。
- 3 沿線自治体の負担が最小化されるよう、より一層のコスト縮減や、国土強靱化の観点からの国費充当、地方財政措置の拡充など、地方負担のあり方を含め、あらゆる方策を検討し、国家プロジェクトにふさわしい負担軽減策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

福 井 県 議 会

発議第 41 号

(件名)

中東情勢を踏まえた現場実態に即したきめ細かな対策を求める意見書（案）

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 8 年 7 月 21 日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

提出者 福井県議会議員 田村 康夫

賛成者 福井県議会議員 北川 博規

山岸 みつる

細川 かをり

西本 恵一

中東情勢を踏まえた現場実態に即したきめ細かな対策を求める意見書（案）

中東情勢の影響により、原油輸入の大部分を同地域に依存する我が国においては、燃料油のみならず、石油由来原材料、とりわけナフサを起点とする石油化学製品の供給不安が顕在化している。米国・イラン間で戦闘終結の合意がされたものの、当該地域における地政学的リスクは依然として高く、海上輸送路の安全確保や原油・ナフサ供給の安定性に対する懸念は払拭されていない。

国においては、国家備蓄や代替調達の確保等により、「ナフサは必要量が確保されている」旨の説明が繰り返されている。しかしながら、実際の現場においては、塗料、シンナー、接着剤、包装材、医療資材などにおいて調達困難や納期遅延、受注停止などが相次いでおり、政府の説明と事業者の実感との間に明らかな乖離が生じている。

特にナフサについては、総量としての在庫は確保されているものの、供給網の各段階における情報不足や取引慣行、不安心理による過剰発注等が重なり、「流通の目詰まり」が発生していると指摘されている。

また、ナフサ分解により得られる副産物（塗料や溶剤等の原料）については供給不足が生じやすく、特定分野での深刻な不足を招いているとの分析もある。

本県においても、中小企業を中心に、「必要な資材が入らない」「見積りができない」「工事や生産を止めざるを得ない」など、事業継続に直結する深刻な影響が現れており、地域経済の基盤を揺るがしかねない状況にある。

よって、国においては、現場の実態を的確に踏まえ、次の事項について速やかに対策を講じるよう強く求める。

- 1 燃料油およびナフサ等石油由来原材料の国内サプライチェーンについて、単に総量の需給を把握するのみならず、業種別・製品別・地域別の供給実態や滞留状況を精緻に把握し、供給の偏在や「目詰まり」の解消に向けた実効性ある対策を講じること。
- 2 地方の事情を鑑み、エネルギーおよび原材料価格の高騰に対し、事業者の負担軽減や資金繰り支援、円滑な価格転嫁を促進するための支援策を講じるとともに、単なる価格対策にとどまらない総合的支援を早急に講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 月 日

福 井 県 議 会